

京都市告示第146号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和元年5月23日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
京都広河原美山線	左京区鞍馬本町979番地の1地先から同町938番地の1地先まで	旧	メートル 246.40	メートル 4.50 ~ 7.20
		新	246.40	7.00 ~ 23.00

- 2 道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
土居ノ内北通	中京区壬生仙念町8番地地先内	旧	メートル 2.90	メートル 5.55 ~ 8.30
		新	2.90	6.00 ~ 9.26
久世21号線	南区久世大築町192番地の1地先から同町194番地の2地先まで	旧	35.40	3.80 ~ 5.50
		新	35.40	7.84 ~ 10.50

(建設局土木管理部道路明示課)